改正貸金業法の論点整理と利用者についての分析

主事研究員　田口さつき

〔要　　旨〕

1　多重債務者の増加を受け，2010年６月に貸金業法が改正されたが，改正点の１つである総量規制により借入できなくなった資金需要者に焦点を当て規制の負の影響を論じる批判が多い。特に①クレジットカードの現金化や無登録業者（ヤミ金）の利用に流れたり，②自己破産へ向かう人が増えるなどの指摘があった。

2　全国ベースのデータからは，無登録業者（ヤミ金）等についての相談件数や自己破産申立件数は減少しているが，長期延滞者の状況がなかなか改善していない様子がうかがえる。また，貸金業利用者へのアンケート調査からは，無登録業者（ヤミ金）利用に流れた人々が少数ながら存在する可能性が示された。改正貸金業法とその後の政府等のプログラムがうまく機能しているかという評価はまだできない段階である。

3　金融機関利用者に対するアンケート調査の個票データを用いたプロビット分析によると，職業・雇用形態や世帯年収などを判断材料に，貸金業者が借入申請者を敬遠している状況はうかがえなかった。その一方で，貯蓄志向の弱い人，クレジットカードの利用頻度が高い人が貸金業利用者となる確率が高いことがわかった。

4　貸金業を利用している人々の行動を見ていると，資金の不足を補うために消費者ローンを利用した結果，借入残高が増加し，返済により，さらに家計の収支バランスを崩している可能性があった。また，貸金業利用者は将来に向けた備えをするという意識が低い傾向がみられる。

5　貸金業法の改正により貸し手の規制から始まった多重債務問題の取組みは，借り手の家計管理の健全化という方向に進み始めている。金融機関は，金融経済教育により利用者の家計管理の健全性へ貢献できると思われる。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

目　次

はじめに
1　改正貸金業法をめぐる議論を考える
（1）　改正貸金業法の概要
（2）　主要な論点
2　各種統計による貸金業利用者の動き
（1）　相談件数は減少
（2）　長期延滞者の減少は非常に緩やか
（3）　無登録業者（ヤミ金）利用に流れた人
3　貸金業利用者の属性
（1）　分析の視点
（2）　データについて
（3）　分析対象者の属性について
（4）　分析結果
（5）　貸金業利用者の家計管理について
4　家計管理の健全化に向けて

はじめに

2000年代前半の多重債務者[(注1)]の増加を受け，金融庁による「貸金業制度等に関する懇談会」が05年３月から開催された。この懇談会の議論のなかでは，収入に見合った支出ができないといった借り手側の問題も指摘されていた。しかし，借り手のリテラシーが短期間で向上することは期待できないという考えもあり，貸し手への規制を通じて新たな多重債務者を生まないことを狙いとした改正貸金業法が06年に成立した。

すでに完全施行（10年６月）から，３年以上が経過したが，貸金業者の一部等からは，健全な資金需要者が消費者ローン市場から排除されているといった批判が続いている。

そこで本稿では，改正貸金業法をめぐる議論を整理する。そして，業界統計や金融機関利用者へのアンケートの個票など各種データを用いて，貸金業の利用者の動向を確認する。なお，本稿では事業性ローンは対象とせず，個人向けローンを対象とする。

（注１）多重債務者については政府による明確な定義はないが，国民生活センター「消費者被害注意情報No.14」（1998年10月26日）によると「多重債務とは一般的に，サラ金，クレジット会社，銀行等からの金銭の借入またはクレジットの利用による買物により発生した債務が，本人の返済能力を超えること，とくに，その債務の返済のためにさらに借金をして債務が重なることをさす」である。http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-19981026_2.pdf

1　改正貸金業法をめぐる議論を考える

（1）　改正貸金業法の概要

貸金業法の主要な改正点は，上限金利の引下げ，総量規制の導入，貸金業者に対する規制の強化の３点である。金融庁の資料によれば，上限金利の引下げは借入金利負担の軽減，総量規制の導入は借り過ぎの抑止，貸金業者に対する規制の強化は貸金業者等の業務の適正化のための対策であった。

具体的には，上限金利の引下げとは，10年６月18日以降，出資法の上限金利が従来の29.2％から20.0％に引き下げられたことを意味する。改正前には，出資法の上限金利

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

は29.2％であるのに対し，利息制限法の上限金利は20.0％だった。そのため，出資法の上限金利と利息制限法の上限金利の間の金利帯（いわゆるグレーゾーン金利）でも，ある一定の要件を満たすと，有効な利息の債務の弁済とみなされ，貸金業者は20～29.2％の間の金利でも貸出を行っていた。

次に，総量規制とは，貸金業者からの借入残高が年収の３分の１[注2]を超える利用者に，新規の貸出を行うことを貸金業に禁止するものである。同規制は，貸金業者から個人が借入を行う場合のみ適用されるため，銀行のカードローンといった銀行等からの借入や法人名義での借入は対象外となる。貸金業者以外の金融機関のローンが総量規制の対象外なのは審査基準が厳しいからとされる。また，一般に低金利で返済期間が長く，定型的とされる住宅ローンや自動車ローンなども総量規制は適用されない。

総量規制の確認のため，借入申請者は「年収を証明する書類」の提出が必要となった。専業主婦/主夫は，配偶者の同意が必要であり，配偶者の年収を証明する書類，借入についての配偶者の同意書などが必要となる。

最後に，貸金業者に対する規制の強化とは，参入規制，行為規制の強化である。具体的には参入規制の強化とは，①純資産額を改正前の法人500万円，個人300万円から5,000万円に引き上げること，②貸金業務取扱主任者（資格試験の合格者）を営業所ごとに配置することである。行為規制の強化とは，①取立てにおける禁止行為の類型の追加，②貸付時にトータルの元利負担額などを説明した書面を利用検討者に事前に交付することの義務付け，③借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結を禁止することである。

（注２）年収等の３分の１という基準は，消費者金融の利用者は，年収600万円以下が多いことを踏まえ，総務省「家計調査」の年収600万円未満の世帯の収支を基に，返済可能な限度として設定された（大森・遠藤編（2008））。

(2)　主要な論点

改正貸金業法をめぐっては様々な議論があり，現在でも決着はついていない。

そもそも，多重債務者の増加を抑制するために法律により消費者信用市場を規制することは許されるのかという経済理論的な観点からの議論があるが，金融庁による「貸金業制度等に関する懇談会」では，多重債務問題の深刻化もあり，消費者信用市場を規制することの是非よりも，規制の手段の適切性についての議論が中心に据えられた。以下では，改正貸金業法の改正点である，上限金利引下げ，総量規制，貸金業者に対する規制の強化について議論を整理していきたい。

まず，上限金利引下げが適切か否かについては，今借りられることを重視する人の借入を制約することにはならないので，望ましい政策ではないという議論がある[注3]（筒井・晝間・大竹・池田（2007））。

一方，上限金利引下げについて利息部分が改正前に比べ抑えられたことで返済のためにさらに借金をして債務が重なるという状況が緩和されているとの指摘がある[注4]。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

次に，総量規制については，住宅ローンなどの規制の対象外のローンについて，小口ローンを規制対象にしながら，大口ローンを放置しているという批判がある（ノンバンク問題研究会（2011））。また，専業主婦/主夫への配偶者の同意について，事務手続き等が煩雑になることを嫌い貸金業者が貸付を行わないとして，多重債務者ではない資金需要者が悪影響を受けたという指摘がある（ノンバンク問題研究会（2010），『週刊ダイヤモンド』（2011年11月５日号，PP12-14））。

主要な貸金業者である大手ノンバンクのデータベースを分析した樋口・田邊（2012）によると，総量規制を理由に貸付を停止された借り手は継続貸付となった借り手に比べ，年収が低く，取引年数は長い傾向にあったが，過去の返済履歴は特に悪いわけではなかった。この結果から，樋口・田邊（2012）は，借入の総額を年収の３分の１と一律に制限する弊害を指摘した。

総量規制により借入を制限された人々の行動についての議論も行われている。その一つが，無登録業者（ヤミ金）やカード現金化に流れている，または将来，流れるだろうという指摘である（堂下・内田（2011））。総じて，総量規制についての議論は，借入できなくなった資金需要者に焦点を当て規制の負の影響を論じるものが多い。(注5)

最後に，貸金業者に対する参入規制は，営利目的でないNPOバンク等にとって厳しすぎるという意見がある。純資産額が5,000万円に引き上げられたことや専業の「貸付業務経験者」の確保要件，「指定信用情報機関への加入義務」などの要件を満たすことができず，NPOバンク等の存続が難しくなっていると言われている(注6)（横沢（2011））。

以上，貸金業法の改正点の批判を中心に論点をみてきたが，意見の対立は，改正貸金業法完全施行後の利用者の行動について，全体像をつかめる統計などがないことも一因である。ただし，総量規制の影響については，少しずつ把握できるような統計も公表されてきた。

以下では，様々な統計を整理し，総量規制の影響を中心に改正貸金業法完全施行後に起こった現象についてみていきたい。

（注３） 上限金利が消費者金融会社（貸金業者）を存続させる範囲に設定されている限り，上限金利の引下げは高双曲割引の人の借入を制約することにはならない。上限金利を低く設定し，消費者金融会社（貸金業者）が存続できない状況に追いやることが望ましいかどうかは，高双曲割引の人が借入申込者全体のなかにどのくらいいるかに依存する。

（注４） 多重債務者の救済については，上限金利引下げだけではなく，「引き直し計算」により算出された過払金が貸し手から返還，または元本に充当され，債務が圧縮されたことが大きな効果があったという意見もある。

06年１月13日に最高裁で，消費者金融からの借入について「みなし任意弁済」の適用の要件が満たされないという判断が下された。これをきっかけに，20～29.2%の間の金利（グレーゾーン金利）で借入を行ってきた人たちは，利息制限法の上限金利（20.0%）に引き直し，過払金の返還請求を申請することが認められやすくなった。実際，多重債務相談においては，生活再建に向け，相談者からの詳細な聞き取りを基に，引き直し計算ができるかどうか検討されている（禧久（2009），公益財団法人クレジットカウンセリング協会（2012））。

中小企業金融円滑化法が09年12月から施行されたことも，住宅ローンの返済が困難になった利用者が返済のためにさらなる借金を重ねることを抑制したとの指摘もある。同法は13年３月末で期限を迎えたが，金融庁は引き続き，金融機関に貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

めることを促している。

（注５）これに対し，金融庁はウェブサイトにおいて，借入ができず，生活が苦しくなった人に対し，①貸金業法上，貸金業者は，借入，返済に関する相談または助言などの支援を実施することができる団体を紹介するよう努めることとなっているため，借入先の貸金業者に相談するか，②最寄りの市区町村まで社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付」や，市区町村の「生活保護」などの制度を利用できるか問い合わせることを勧めている。

http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/qa.html

（注６）NPOバンク等の場合は，①非営利，②低金利（7.5%以下），③貸出目的の公益性，④貸出内容等の情報開示といった要件を満たせば，純資産要件の緩和，「指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務」の免除，専業の「貸付業務経験者」の確保要件の緩和，「総量規制」の適用除外が受けられる。しかし，人材や原資調達にコストがかかるため，②の低金利での貸出は実際には難しく，緩和要件は満たせないという意見がある（横沢（2011））。

2　各種統計による貸金業利用者の動き

（1）　相談件数は減少

まず，全国ベースの統計から改正貸金業法の完全施行後の貸金業利用者についてみてみよう。すでに貸金業法の改正が成立する以前から，貸金業者の信用供与残高は減っていたが，10年６月の総量規制導入後にさらに縮小した。日本クレジット協会「日本の消費者信用統計」によると，総量規制の対象となる貸付に相当する「クレジットカードのキャッシング及び消費者金融会社の消費者ローン」の信用供与残高は，改正貸金業法成立前のピークである04年の13.6兆円から11年には5.4兆円にまで減少した。その一方で総量規制を受けない銀行等の民間金融機関の消費者ローンの残高も，同時期に17.7兆円から13.5兆円に減少しており，無担保の消費者向けローン市場は縮小したと考えられる。

前述のように，生活資金などが不足して貸金業に頼っている人々が融資を受けられないことで，①クレジットカードの現金化や無登録業者（ヤミ金）の利用，②自己破産へ向かう人が増えるなどの指摘があったが，実際はどうであったか確認したい。

①について，このような現象が発生したか捉え難い。それは，無登録業者（ヤミ金）やクレジットカードの現金化(注7)の利用は，違法か違法に近いものであり，現状その利用実態は捉えきれず，的確なデータは存在しない。

国民生活センターへの相談件数ベースでは，クレジットカードの現金化についての相談件数が05年度には133件であったものが，10年度に747件となった後，再び減少した（第１図）。無登録業者（ヤミ金）につい

第１図　改正貸金業法施行後の関連相談件数

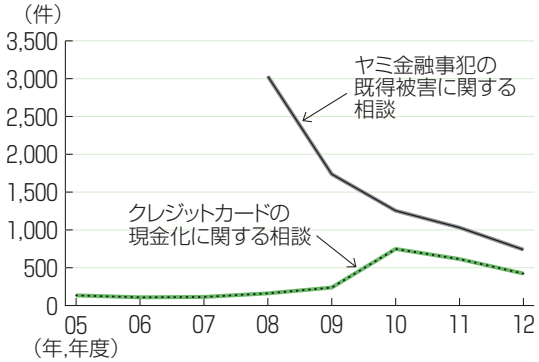

資料　警察庁生活安全局「主な生活経済事犯の検挙状況等について」，国民生活センターのウェブサイトから作成
（注）　ヤミ金融事犯の既得被害に対する相談は警察庁生活安全局が全国消費生活情報ネットワーク・システムを使い，集計したもので，年次データである。クレジットカードの現金化に関する相談は，国民生活センターが集計した年度データである。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ての相談件数は減少傾向にある。また，無登録業者（ヤミ金）の被害件数も減少傾向にある。ただし，被害金額は10年以降，110億円前後で推移している（第２図）。

前述したように，相談件数や検挙状況だけでは，無登録業者（ヤミ金）やクレジットカードの現金化の利用実態は明らかではない。これを補うものとして，完全施行後に資金需要者がどのように行動したかについてアンケート調査が行われており，無登録業者（ヤミ金）やクレジットカードの現金化を利用する人が少数ながらいることがわかってきている（後述）。

②の自己破産（個人）申立件数は06年度以降，減少傾向にある（第３図）。ただし，

第2図　ヤミ金融の被害状況

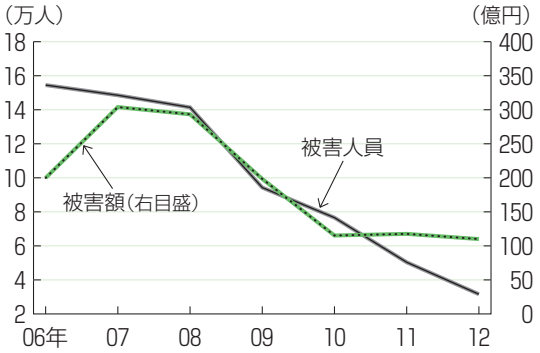

資料　警察庁生活安全局「平成24年中における生活経済事犯の検挙状況等について」から作成

第3図　自己破産（個人）申立件数

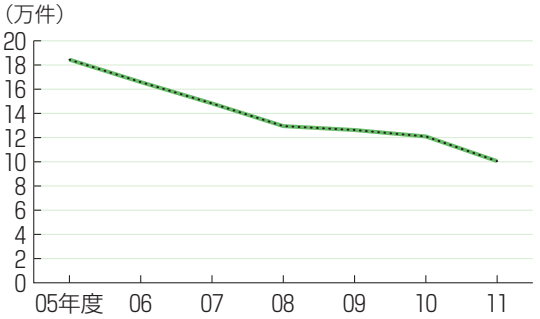

資料　最高裁判所「司法統計年報」から作成

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の調べによると，借入から申立てまで，５年以上費やす割合が高いことを考えると，延滞者が今後自己破産を申請する可能性もある。

（注７）「クレジットカードの現金化」について，国民生活センターのウェブサイトは以下のような説明をしている。「クレジットカードのショッピング枠を利用して，消費者に安価な商品を高額で購入させた後，『商品買取り』等と称して売値の何割かに相当する現金を消費者に渡し，業者はカード会社から立替金を得る，という仕組みです。また，最近では，キャッシュバック付商品を購入させ，商品とともに現金を渡す『キャッシュバック方式』と呼ばれるような方法もあります。一見，通常の商品売買のようですが，消費者にはクレジットカード会社へのショッピング枠利用分の返済義務が残っているため，渡された現金と立替金との差額を実質的な利息と捉えれば，高金利の借金をしているのと何ら変わりません。また，クレジットカードの現金化はクレジットカード契約に違反する行為でもあります。」
（http://www.kokusen.go.jp/soudan_topics/data/cre_genkinka.html）

（2）　長期延滞者の減少は非常に緩やか

（株）日本信用情報機構による「無担保無保証借入残高があるもの」と「そのうちの延滞者」の推移をみる。

（株）日本信用情報機構は，信販会社，消費者金融会社，流通系・銀行系・メーカー系カード会社，金融機関，保証会社，リース会社など幅広い業種が加盟する個人の信用情報を取り扱う機関である。13年３月末の登録貸金業者2,217社のうち，1,097社が同機構に加盟している。同機構は，09年８月の（株）CCBとの合併や10年３月に指定信用情報機関となったという特殊要因により，データが不連続となっているため，10年４

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第1表　延滞者の内訳

（単位　万人，%）

	無担保無保証借入金残高があるもの			
		延滞者数		
			長期延滞者数（1年以上未入金）	短期延滞者数（3か月以上1年未満未入金）
10年7月	1,517（ － ）	464（ － ）	407（ － ）	57（ － ）
11．7	1,419（△6.5）	449（△3.2）	407（ 0.0）	42（△26.3）
12．7	1,356（△4.4）	433（△3.6）	398（△2.2）	35（△16.7）
13．5	1,261（△7.5）	414（△4.2）	391（△0.3）	23（△42.5）

資料　株式会社「日本信用情報機構」資料から作成
（注）1　延滞者の内訳は2010年4月以降から利用可能となったので，総量規制が導入された以降の10年7月から定点観測した。
2　（　）内は前年比。

月以降のデータでその推移をみることとする。

総量規制の対象となるローンの利用者に相当する「無担保無保証借入残高のあるもの」の数は総量規制施行後の10年６月に1,538万人まで増加したが，その後，減少を続け，直近の13年５月には1,261万人となった。対象的に，「延滞者数」（無担保無保証借入残高のあるもののうちの延滞者数）は10年９月に465万人とピークを記録して以降，非常に緩やかな減少にとどまり，13年５月は414万人だった。

さらに延滞者の内訳をみると，１年以上未入金の長期延滞者数が，延滞者数の９割を占めており，その減少は短期延滞者に比べ，緩やかである（第１表）。日本経済新聞（12年５月６日付朝刊）によると，「若者を中心に貸し倒れが減らず，回収が進んでない」模様である。

以上，公表された全国ベースのデータからは，相談件数や自己破産申立件数は減少しているが，長期延滞者の状況がなかなか改善していない様子がうかがえる。総量規制の影響を捉える上で，延滞者の今後の推移を見守る必要がある。

（3）　無登録業者（ヤミ金）利用に流れた人

改正貸金業法の完全施行後に金融庁「改正貸金業法の完全施行後における貸金業利用者に対する意識調査」（2010年）（以下「金融庁調査」という）と日本貸金業協会「貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査」（2010年）（以下「貸金業協会調査」という）の２つのアンケートが実施された。これらから，完全施行後の資金需要者の意識をみていきたい。

第2表　改正貸金業法の完全施行後に行われた2つのアンケートの内容

	改正貸金業法の完全施行後における貸金業利用者に対する意識調査（金融庁調査）	貸金業法の完全施行後の影響等に関するアンケート調査（貸金業協会調査）
調査期間	10年11月10日～11月15日	10年8月26日～9月17日
調査手法	インターネット調査	インターネット調査
調査対象者	インターネット調査会社（インテージ）に登録している20～70歳代のモニター	調査会社に登録している20歳以上のモニター
有効回答サンプル数（人）	事前調査：32,404	事前調査：244,035
	本調査：有効回答数：3,793 3年以内借入経験者：1,812 3年以内借入非経験者：1,981	本調査：有効回答数：1,500 総量規制該当者：1,000 専業主婦/主夫：500
借入申込と審査結果	改正貸金業施行後，3年以内借入経験者で「貸金業で借入申込みした」のは55.2%。そのうち，「希望通りの金額で借入ができた」のは69.7%	改正貸金業施行後，総量規制該当者で「既存の借入枠を利用して借入の申込みをした」のは70.2%。そのうち，「希望通りの借入ができた」のは43.0%

資料　各資料から筆者作成

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4図　改正貸金業法完全施行後の借入不可・希望金額借入不可時の対応（複数回答）（ベース：希望通りの借入不可の経験あり）

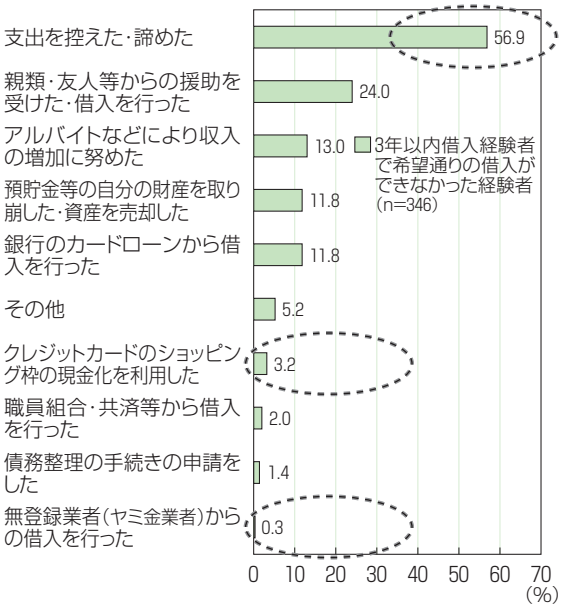

資料　金融庁ウェブサイト「改正貸金業法の完全施行後における貸金業利用者に対する意識調査」（2010年）から作成

第5図　改正貸金業法完全施行後，今後借入ができなくなると仮定した場合にとる行動（複数回答）（ベース：希望通り借入できなかった，あるいは借入を諦めた総量規制該当者）

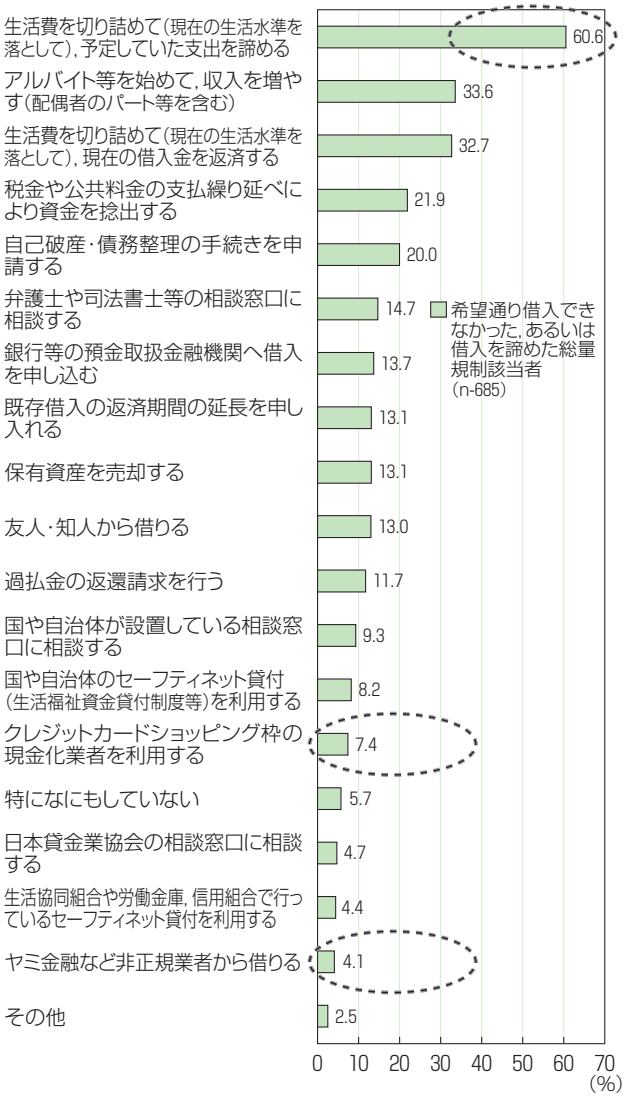

資料　日本貸金業協会「貸金業法の完全施行後の影響に関するアンケート調査」（2010年）から作成

どちらもインターネット調査であり，過去に貸金業を利用した人々を抽出している（第２表）。ただし，回答者の構成は，金融庁調査では最近３年以内に貸金業者から借入を経験した者（以下「３年以内借入経験者」という）と非経験者である一方，貸金業協会調査は，総量規制該当者と専業主婦/主夫である。

金融庁調査では，３年以内借入経験者の55.2％が完全施行後に借入申込みを行っており，そのうち希望通り借り入れられたのは69.7％という結果となった。貸金業協会調査では，総量規制該当者の70.2％が借入申込みを行い，そのうち，希望通り借り入れられたのは43.0％であった。

借入ができない，あるいは，できないと仮定した場合の行動については，いずれの調査も支出を見直すという回答が最多となった。例えば，金融庁調査では，希望通りに借入ができなかったときの実際の行動として，「支出を控えた・諦めた」（56.9％）が最多の回答だった（第４図）。貸金業協会調査では，今後借入ができなくなると仮定した場合にとる行動について「生活費を切り詰めて（現在の生活水準を落として），予定し

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ていた支出を諦める」（60.6％）が同様に最多となった（第５図）。

一方，クレジットカードのショッピング枠の現金化を選択した割合は，金融庁調査では3.2％，貸金業協会調査では7.4％となった。また，無登録業者（ヤミ金）の利用を選択した割合は，金融庁調査では0.3％，貸金業協会調査では4.1％であった。いずれも，回答の順位としては低い。

以上の２つの調査からは，総量規制により借入できなくなった人々がまず支出を見直すことがうかがえる。ただし，これまでは貸金業者を利用していた人々が，少数ながらも違法または違法に限りなく近い資金供給であるクレジットカードのショッピング枠の現金化や無登録業者（ヤミ金）利用に流れた可能性はある。そのため，今後もその動向を丁寧に追いかける必要がある。

3　貸金業利用者の属性

(1)　分析の視点

以下では，個票データを用いて総量規制導入後に貸金業を利用している人々について詳細にみていきたい。特に，総量規制を受け，貸金業者が職業・雇用形態などを判断材料にして借入申請者を敬遠しているのか確認したい。また，貸金業を利用している人々の家計の状況も明らかにしたい。

(2)　データについて

分析で利用する株式会社日経リサーチ「金融行動調査」（11年）は，首都圏居住者に金融機関の利用状況を詳細に尋ねるアンケート調査であり，83年から毎年実施されている。(注8)

11年調査については，調査対象は25～74歳の男女個人で，調査期間は11年10月から11月にかけて行われた。そのため，改正貸金業法が施行されてから１年以上経過した時点での調査である。

金融行動調査は，前述の金融庁調査や貸金業協会調査のように貸金業利用状況に特化したものではない。そのため，回答者の資金需要の有無，非利用者が貸金業者に借入を申し込んだかどうか，借入を申し込んだ結果といった情報は得られない。また，借入申請時にすでに保有していた総量規制の対象となるローンの残高についてもわからない。さらに個人の属性について，年収，金融資産保有額，学歴，職歴もわからないという制約がある。ただし，世帯については，年収，金融資産保有額，住宅ローンの有無は把握できる。そのため，分析には十分耐えうると判断し，利用することにした。

同調査では，過去１年間（10年11月以降）に①クレジットカードのキャッシング，②銀行のカードローン，③銀行系ローン会社のカードローン，④信販会社のカードローン，⑤消費者金融のカードローン，⑥保険会社の契約者貸付を利用したか否かについて質問がある。これら選択肢のうち，①，③，④，⑤が，総量規制の対象となるローンである（以下「対象ローン」という）。以下では，これらの総量規制の対象となるローンの利用者（以下「貸金業利用者」という）の

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

属性について分析していきたい。なお，借入金利についての情報はないため，上限金利の引下げの影響はみることができない。

改正貸金業法の完全施行後の借り手の特徴をみる際に，経済的に余裕のない層に分析対象を絞り込み，貸金業利用者であるかどうかをみた。それは，経済的に余裕がない層は，資金需要がある層を含んでいる可能性が高く，この層に分析対象を絞り込むことで，実際に貸金業利用者になった人とそうでない人の差がどのような点にあるかがより鮮明にわかると考えたからである。経済的に余裕のない層とは，10年10月からの１年間の暮らし向きは経済的に余裕がどれくらいあったかという質問に対し，「あまり余裕がない」，または「全く余裕がない」とした回答者である。

基本的に，対象ローンは，申請者である個人と貸金業者の契約であるため，個人の情報に基づいて借入審査が行われる。その一方で，生活資金の不足など，申請者の世帯の状況が資金需要に影響を及ぼしている可能性がある。そこで，個人の情報のみを考慮した場合（ケース１）と，個人の情報に加え，個人の属する家計の情報も加えた場合（ケース２）について考えてみたい。

経済的に余裕のない層のうち，各属性についてデータに欠損値のない1,452人について分析する。このなかに，金融行動調査の貸金業利用者全体（168人）の73.2％にあたる123人が含まれている。

（注８） 金融行動調査の09年調査と11年調査により，総量規制導入前後の貸金業利用者の属性を比較することについては，それぞれの調査の回答者全体の基本属性が大きく異なったため，断念した。これは，抽出方法が09年調査は住宅地図からの２段無作為抽出であった一方，11年調査は割当法とRADARモニターからの抽出であったことが要因として考えられる。

（3） 分析対象者の属性について

第３表は属性ごとにデータの構成をみたものである。職業は，「民間又は公的機関の正規雇用者」が35.1％と最も多かった。なお，無職（仕事をしていない）と回答した者のうち，既婚，配偶者が仕事をしている，年齢が65歳未満という３つの条件を満たした場合，「専業主婦/主夫」とした。この「専業主婦/主夫」は，分析対象者全体の13.8％を占めた。非利用者との比較では，貸金業利用者は，「無職」の割合が2.4％と低く，「民間又は公的機関の雇用者」の割合が高かった。(注9)

このほか，個人の消費行動の傾向を表すものとして，「非貯蓄志向」とクレジットカードの利用頻度の状況をみた。非貯蓄志向とは，「どちらかというと『消費型』より『貯蓄型』である」という問いに対し，「どちらかといえばいいえ」，または「いいえ」と回答した者を集計したものであり，分析対象者全体のうち，32.2％が該当した。貸金業利用者の場合は，54.5％が「非貯蓄志向」と回答した。

金融行動調査の設計上，クレジットカードの利用にキャッシングも入るのか明確ではないが，基本的にはショッピングでの利用だと思われる。クレジットカードのショッピングは，物やサービスを購入したときと引き落としの時期が異なるために，収支

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第3表　経済的に余裕のない層（分析対象者）の構成

（単位　%）

			データコーディング	データの構成比		
				分析対象者全体		
				(n=1,452)	うち 貸金業利用者 (n=123)	非利用者 (n=1,329)
貸金業者に示す情報	性別	女性の割合	女性=1, 男性=0	46.1	39.8	46.7
	年齢	20歳代	年齢が該当する=1	5.2	5.7	5.1
		30歳代	それ以外=0	20.5	22.0	20.3
		40歳代	分析において基準とする	32.1	39.0	31.5
		50歳代	年齢が該当する=1	19.4	23.6	19.0
		60歳代	それ以外=0	16.5	8.1	17.3
		70歳代		6.3	1.6	6.8
	職業・雇用形態	契約, 派遣社員, 嘱託	職業が該当する=1	5.4	6.5	5.3
		個人経営, 自営業, 自由業, 農業	それ以外=0	12.5	13.0	12.5
		家業手伝い, パート・アルバイト・内職, その他		20.2	21.1	20.2
		専業主婦/主夫		13.8	12.2	14.0
		無職		12.9	2.4	13.9
		民間又は公的機関の正規雇用者	分析において基準とする	35.1	44.7	34.2
	家族構成	独身かつ扶養している子供なし	家族構成が該当する=1	14.2	12.2	14.4
		独身かつ扶養している子供あり	それ以外=0	2.8	2.4	2.9
		既婚かつ扶養している子供なし		27.3	10.6	28.9
		既婚かつ扶養している子供あり	分析において基準とする	55.6	74.8	53.9
	自宅	持ち家(注2)に居住	持ち家に居住=1, それ以外=0	75.9	68.3	76.6
貸金業者に示さない情報	非貯蓄志向(注3)	貯蓄型ではない	消費型=1, それ以外=0	32.2	54.5	30.1
	クレジットカード利用状況(注4)	1年に0回利用	分析において基準とする	20.7	2.4	22.4
		1年に1～6回利用	クレジットカード利用状況が	10.1	4.1	10.7
		1年に12～36回利用	該当する=1, それ以外=0	41.7	57.7	40.3
		1年に52回以上利用		27.4	35.8	26.6
貸金業者に示さない情報（世帯の情報）	世帯年収	300万円未満	世帯年収が該当する=1	20.4	17.1	20.7
		300～500	それ以外=0	26.8	23.6	27.1
		500～700	分析において基準とする	26.9	24.4	27.1
		700～1,000	世帯年収が該当する=1	17.9	20.3	17.7
		1,000万円以上	それ以外=0	8.1	14.6	7.4
	世帯金融資産	300万円未満	世帯金融資産が該当する=1	48.9	72.4	46.7
		300～600	それ以外=0	15.6	10.6	16.0
		600～1000		13.7	8.1	14.2
		1,000～2,000	分析において基準とする	10.5	5.7	11.0
		2,000万円以上	世帯金融資産が該当する=1 それ以外=0	11.3	3.3	12.0
	住宅ローンの有無	住宅ローン返済中	住宅ローンを返済中=1 それ以外=0	40.3	56.1	38.8

資料　株式会社日経リサーチ「金融行動調査」(2011)から作成

(注) 1　10年10月から1年間を振り返ってみて，暮らし向きは経済的にどの程度余裕があるかという質問に対して，「あまり余裕がない」「全く余裕がない」とした回答者に分析対象を限定した。

2　親，兄弟，子供の持ち家を含む。

3　「どちらかといえば，『消費型』より『貯蓄型』である」という問いに対し，「いいえ」又は「どちらかといえばいいえ」とした回答者を「非貯蓄志向」とした。

4　クレジットカードの利用頻度について「週に2回以上」「週に1回程度」「月に2～3回程度」「月に1回程度」「2～3か月に1回程度」「半年に1回程度」「1年に1回程度」「ほとんど利用していない」という8つの選択肢を4区分に再集計し，頻度も年換算した。なお，「1年に0回利用」の中には，「ほとんど利用してない」とした回答者に加え，「クレジットカードを持っていない」回答者も含めた。

5　全てダミー変数なので，最小値は0，最大値は1である。平均は百分率にしない時の割合と同じ。

のバランスを狂わせる可能性がある。その利用頻度が多ければ，収支の管理が難しくなると考え，家計の収支の規律を示唆する属性として採用した。データは，「週に１回以上」「２～３か月に１回程度」といった質問内容を年換算した上で，４グループに分

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

けた。貸金業利用者はクレジットカードの利用頻度が多い傾向があった。

世帯の状況についてもふれる。分析対象者全体では，世帯の年収は「300万円未満」が20.4％，「300～500万円未満」が26.8％，「500～700万円未満」が26.9％と，７割の世帯の年収が700万円未満であった。非利用者と比較し，貸金業利用者は「1,000万円以上」の層の割合が高かった（貸金業利用者14.6％，非利用者7.4％）。

世帯の金融資産は，分析対象者全体では，「300万円未満」が48.9％を占めた。貸金業利用者は「300万円未満」が７割と集中していた。

住宅ローンについては，貸金業利用者の世帯では56.1％，非利用者の世帯では38.8％が住宅ローンを返済中であった。

（注９）金融行動調査で把握できないものの，借入申請者が貸金業者から求められる個人情報として健康保険証の種類，入社年月，借入申請者の年収，他の貸金業者からの借入金額がある。特に総量規制においては，年収と既存の対象ローンの保有残高の関係が問われる。

(4)　分析結果

第４表は，限界効果を中心にプロビット分析[注10]の結果を表示した。

まず，個人の属性のみに基づくケース１の結果についてふれたい。職業・雇用形態の「無職」の限界効果は-0.0392となり，これは「無職」の人は他の属性が同じ場合，「民間又は公的機関の正規雇用者[注11]」の人に比べて，貸金業利用者である確率が3.9ポイント低下することを意味する。この限界効果は，５％水準で有意であった。

「無職」以外の職業・雇用形態の限界効用はプラスだったが，有意ではなかった（第４表の職業・雇用形態の「無職」以外の欄に＊が全くない）。「専業契約，派遣社員，嘱託」などの職業・勤務形態は，「民間または公的機関の正規雇用者」に比べ，収入が不安定である。もし，貸金業者が総量規制を受け，これらの借入申請者を特に敬遠していれば，－（マイナス）の値となっただろう。しかし，結果は，「無職」を除く「契約，派遣社員，嘱託」など収入の不安定な人が「民間又は公的機関の正規雇用者」と比べて，借入が制限されたわけではないことを示している。

「非貯蓄志向」の人であると，貸金業利用者となる確率が6.2ポイント上昇し，１％水準で有意だった。さらにクレジットカードの利用頻度では，貸金業利用者である確率は，利用していない人と比べ，「１年に１～６回利用」の人であれば9.8ポイント，「１年に12～36回利用」の人であれば15.5ポイント，「１年に52回以上利用」の人であれば18.7ポイント，それぞれ上昇するという結果になった。「１年に12～36回利用」と「１年に52回以上利用」は，１％水準で有意であった。以上，非貯蓄志向やクレジットカードの利用頻度は，資金需要面が反映された結果となった。

次に，世帯の情報を加味したケース２についてみよう。ケース１と共通する属性ついて，有意性や符号は総じて同じという結果となった。

世帯年収は，符号はプラスであるが，有

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

第4表　対象ローン利用者のプロビット分析結果―限界効果―
（0=非利用者, 1=貸金業利用者）

			ケース1	ケース2
貸金業者に示す情報	性別	女性	−0.0293＊ (0.0164)	−0.0235 (0.0146)
	年齢	20歳代	−0.0094 (0.0235)	−0.0145 (0.0181)
		30歳代	−0.0092 (0.0135)	−0.0074 (0.0122)
		40歳代	基準	基準
		50歳代	0.0195 (0.0176)	0.0277 (0.0177)
		60歳代	0.0115 (0.0252)	0.0306 (0.0288)
		70歳代	0.0169 (0.0524)	0.0507 (0.0698)
	職業・雇用形態	契約, 派遣社員, 嘱託	0.0234 (0.0314)	0.0161 (0.0271)
		個人経営, 自営業, 自由業, 農業	0.0065 (0.0192)	0.0042 (0.0171)
		家業手伝い, パート・アルバイト・内職, その他	0.0227 (0.0235)	0.0150 (0.0208)
		専業主婦/主夫	0.0073 (0.0241)	0.0014 (0.0205)
		無職	−0.0392＊＊ (0.0183)	−0.0331＊＊ (0.0166)
		民間又は公的機関の正規雇用者	基準	基準
	家族構成	独身かつ扶養している子供なし	−0.0123 (0.0162)	−0.0104 (0.0162)
		独身かつ扶養している子供あり	−0.0177 (0.0253)	−0.0180 (0.0219)
		既婚かつ扶養している子供なし	−0.0507＊＊＊ (0.0124)	−0.0412＊＊＊ (0.0113)
		既婚かつ扶養している子供あり	基準	基準
	自宅	持ち家(注2)に居住	−0.0344＊＊ (0.0162)	−0.0577＊＊＊ (0.0220)
貸金業者に示さない情報	非貯蓄志向(注3)	貯蓄型ではない	0.0617＊＊＊ (0.0151)	0.0419＊＊＊ (0.0132)
	クレジットカード利用状況(注4)	1年に0回利用	基準	基準
		1年に1～6回利用	0.0984 (0.0637)	0.0887 (0.0604)
		1年に12～36回利用	0.1553＊＊＊ (0.0344)	0.1476＊＊＊ (0.0333)
		1年に52回以上利用	0.1867＊＊＊ (0.0502)	0.1820＊＊＊ (0.0500)
貸金業者に示さない情報（世帯の情報）	世帯年収	300万円未満		0.0353 (0.0260)
		300～500		0.0154 (0.0164)
		500～700		基準
		700～1,000		0.0072 (0.0156)
		1,000万円以上		0.0403 (0.0277)
	世帯金融資産	300万円未満		0.0430＊＊ (0.0214)
		300～600		0.0001 (0.0226)
		600～1000		−0.0001 (0.0233)
		1,000～2,000		基準
		2,000万円以上		−0.0155 (0.0213)
	住宅ローンの有無	住宅ローン返済中		0.0403＊＊ (0.0165)
標本数（分析対象者数）			1,452	1,452
Log likelihood			−364.297	−347.554
Pseudo R2			0.135	0.175

資料　第3表に同じ
（注）1　＊＊＊は1%水準, ＊＊は5%水準, ＊は10%水準で有意。
　　2　（　）内は標準誤差。
　　3　限界効果は, 各変数の値が0から1に変化したときの貸金業利用者である確率の変化幅である。

意でなかった。基準となる「500～700万円未満」以外の世帯年収の人と比べて，貸金業利用者となる確率は同じ程度という結果となった。これは，総量規制を受けた貸金業者が借入申請者の世帯の収入を把握できたとしても，世帯年収の低い借り手に資金供給を制限しているという状況ではなかったことを示す。

世帯の金融資産「1,000～2,000万円未満」の人と比べ，世帯の金融資産「300万円未満」の人の場合，貸金業利用者である確率が4.3ポイント上昇することが示された。この限界効果は５％水準で有意だった。

また，住宅ローンの返済中の世帯に属す

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

る人は，貸金業利用者である確率が4.0ポイント上昇するという結果となり，５％水準で有意だった。住宅ローンの返済が家計を圧迫している可能性がある。自宅が持ち家の人の場合は貸金業利用者である確率が低下するが，住宅ローンが返済中の世帯の人であると貸金業利用者である確率が上昇するという結果であった。

（注10） プロビット分析は，yi＊という「貸金業者を利用するような資金需要がある」，「貸金業者の審査を通過する属性を持つ」など，直接，観測できないものを想定する。そして，yi＊は，個人の年収や消費行動などの属性（X）と以下のような関係にあると仮定する。aは定数項，bは属性に対する係数，uは誤差項である。

yi＊＝a＋bX＋u

前述したようにyi＊は観測できない。実際に観測できるのは，貸金業利用者か否かであり，これをyiとする。yiが１のときは貸金業利用者，０のときは非利用者とする。

ここで，yiとyi＊は，

ある個人が貸金業利用者のとき（つまりyi＝1），yi＊＞0，

ある個人が非利用者のとき（yi＝0），yi＊＜＝0という関係が成り立つと想定する。

yiは，０か１をとる数値なので，線形の回帰モデルは使えず，確率分布（Pi）を利用し，以下の式のように変換する。

Pi＝Prob（yi＝1）＝F（a＋bX）

これにより，回帰分析のように，ある個人の属性（説明変数）が貸金業を利用するかどうかにどれだけの影響をもっているか確かめることができる。

プロビット分析はその計測結果に，ある人の「女性，20歳代，契約，派遣社員，嘱託，・・・・」といった属性を代入すると，その人が何％の確率で貸金業利用者かどうかを把握できる。また，ある人が特定の属性に当てはまる（例えば，女性である）とき，その個人が貸金業利用者である確率がどう変化するかみることもでき，これを限界効果という。

＊は限界効果がゼロという仮説が棄却された（つまり限界効果はゼロではなく，該当する属性は貸金業利用者である確率に何らかの関係を持つ）ことを意味する。また，該当する属性の限界効果の符号が＋（プラス）であれば，貸金業利用者である確率を高め，反対に，符号が－（マイナス）であれば，低めることを示している。最後に，該当する属性の限界効果の絶対値はどの程度，貸金業利用者である確率を変化させるかを示している。

（注11） 統計上のテクニカルな要因から，職業・勤務形態の結果は，「民間又は公的機関の正規雇用者」を基準にして，貸金業利用者の利用者である確率がどうなるかを示している。家族構成は「既婚かつ扶養している子供あり」を，クレジットカード利用状況は「１年に０回利用」を，世帯年収は「500～700万円未満」を，世帯金融資産は「1,000～2,000万円未満」を基準にした。

（5） 貸金業利用者の家計管理について

以上では，非貯蓄志向の強い人，クレジットカードの利用頻度が高い人が貸金業利用者となる確率が高いことなどがわかった。そこで，金融行動調査の質問項目から，貸金業利用者の家計管理の状況をみたい。

貸金業を利用したのはどのようなときかという質問に対し，貸金業利用者（第３表の123人）の６割が「給料日前等で口座にお金が足りなくなっている時」と回答した（第６図）。また，「休日や夜間でお金がおろせ

第6図　貸金業を利用する時（複数回答，n=123）

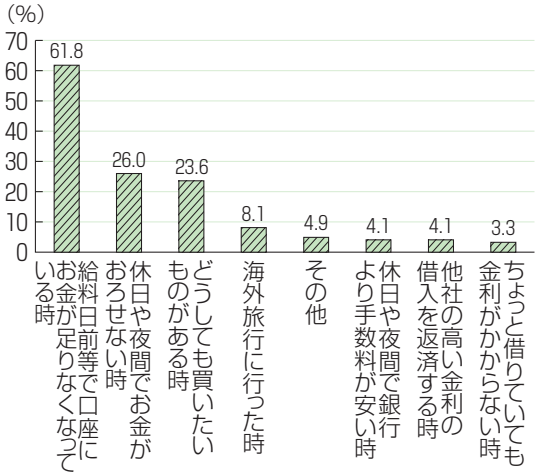

資料　第3表に同じ
（注）　第3表の貸金利用者123人の回答を集計した。

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ない時」や「どうしても買いたいものがある時」も20％台となった。その一方，金利や手数料の面で有利だからという理由から対象ローンを利用したという回答割合は低い。

総量規制の対象となるローンの借入頻度は,「半年に１回程度」(26.0％）及び「１年に１回程度」(14.6％）を合わせた回答は４割であった。このように年に数回の利用にとどまる貸金業利用者が多い（第７図)。その一方,「月に１回程度」(26.0％),「月に２～３回程度」(8.9％),「週に１回程度」(1.6％）と高い頻度で利用している貸金業利用者も36.5％だった。

１回当たりの借入額は，10万円未満が８割を占め，小口の借入が中心である（第８図)。

現在の借入残高は,「借入なし」が25.2％を占める。しかし，４割近くが，20万円以上の残高を保有している。１回ごとには小口で借りていても，残高が膨らんでいったとみられる（第９図)。口座にお金が足りない部分を補うために対象ローンを利用した結果，借入残高が増加し，返済により，さらに家計の収支バランスを崩している可能性がある。また，予想をしていなかった収入の減少や支出の増加という状況になった

第7図　対象ローン借入頻度(n=123)

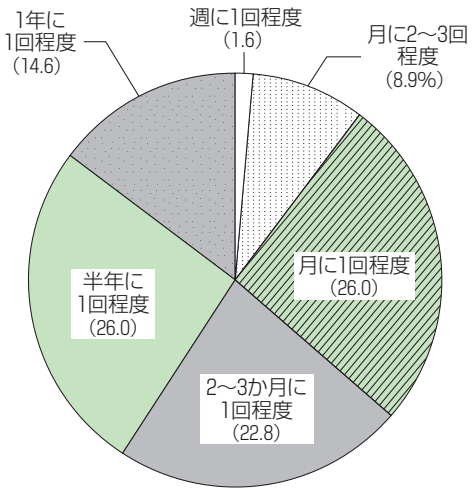

資料,（注)とも第6図に同じ

第8図　1回当たりの対象ローン借入額(n=123)

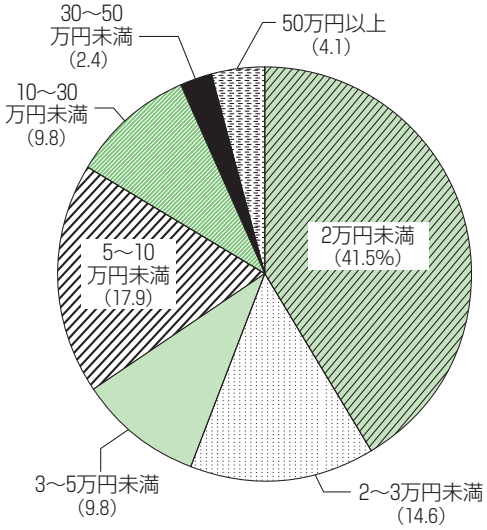

資料,（注)とも第6図に同じ

第9図　現在の対象ローン借入金残高(n=123)

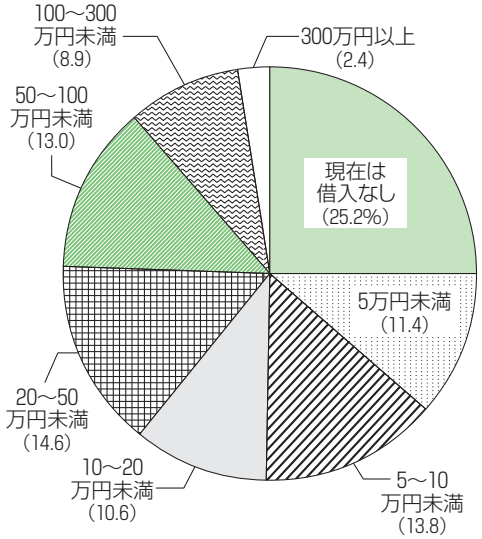

資料,（注)とも第6図に同じ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

場合，返済がより厳しくなる危険性がある。

ところで，口座にお金が足りないのは，貯蓄がうまくできていないことの裏返しかもしれない。前述の分析でも世帯の金融資産残高が300万円未満の層で貸金業利用者となっている確率が高かった。そこで，貸金業利用者と非利用者の貯蓄についての考え方を比較する。

金融行動調査では，貯蓄の目的や理由について18の選択肢のなかから複数を回答するように設計されている。貸金業利用者の回答率が最も高かったのは，「子供の教育資金」（48.8%）だった。その次に，「病気や不測の災害の備え」（41.5%），「老後の生活資金」（35.0%）と続く。

貸金業利用者と非利用者の回答率で統計的に有意に差がでたのは，第10図に示した７つの選択肢だった。前述のように貸金業利用者で上位の「病気や不測の災害の備え」や「老後の生活資金」でも，非利用者と比べると回答率が低い。また，「何となく将来のために」「何となく不安だから」「親の病気や介護への備え」も非利用者の回答率を下回った。非利用者は予測できる将来のリスクに向けて意識的に貯蓄しているだけでなく，「何となく」といった理由でも貯蓄している様子がうかがえる。貸金業利用者の回答率が非利用者のものを有意に上回る選択肢は「ローンや借金の返済」と「貯蓄はしていない」の２つであった。貸金業利用者，非利用者，ともに経済的余裕はないと感じているのだが，貸金業利用者は将来に向けた備えをするという意識が低い傾向がみられる。

第10図　現在の貯蓄の目的や理由（複数回答）

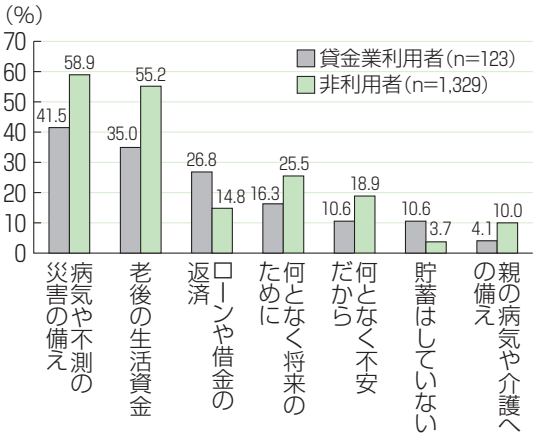

資料　第3表に同じ
（注）1　第3表の貸金利用者123人，非利用者1,329人の回答を集計した。
2　現在の貯蓄の目的や理由についての18選択肢のうち，カイ二乗検定で5%水準で有意な7選択肢を示した。

4　家計管理の健全化に向けて

総量規制により，複数の貸金業者から返済能力を超える債務を借り入れる人の数は減少していると思われる。しかし，貸金業を利用している人々の行動をみていると，小口のローンの利用により，急場をしのいでいるうちに債務が膨らみ返済に苦しむ危険性のある人が少なからずいた。やはり，貸金業を利用する原因でもあり，債務額が増加する原因でもある家計管理の問題について社会的な対応がなくては，債務問題は形をかえて続くと考える。

家計管理の健全化に向けては，問題がある人々の背景に迫らなくてはならない。宮坂（2008）は，日本消費者金融協会「金融管理カウンセリングサービス」の来所者について分析し，多重債務者の状況を以下の

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

ように３類型化した。その一つは，①生活の自立性を取り戻すことが必要とされているケース，次に②社会福祉領域での対応が必要であり，自助努力では対応できない緊急を要するケースや重篤なケース，そして最後に③ギャンブルや買い物依存症といった病理的な原因を抱えるケースである。①は，家計管理から就労支援，生き方支援を，②は社会保障や公的援助を，③は病気としての認識と治療を必要とする。

12年９月に開催された「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」（以下「多重債務懇談会」という）でも民間委員から「多重債務者は，借金以外にも家庭やメンタルヘルスの問題を伴っている可能性がある」という意見が出た。その上で，「対策を効果的に進める上では，関係部門等の連携が非常に重要」という指摘がなされており，借り手への踏み込んだ対応の重要性が改めて認識されている。07年４月に始まった「多重債務問題改善プログラム」により，地方自治体が主体となって相談窓口の拡充が図られてきており，多重債務懇談会では多重債務者が支援策や専門家へよりアクセスしやすいように誘導するなどの一層の機能強化を目指すべきという意見が出た。

このように政府による借り手への対策が進められている一方，金融機関はどのようなことが行えるであろうか。貸金業者は，貸金業相談・紛争解決センターが窓口となって相談者に生活再建のためのカウンセリングを行っている。しかし，相談をしてこない利用者のその後の家計管理の支援までは対応していない。所得が年齢とともに増加するのかどうかが不透明な現在，消費者向け無担保ローンの利用者に家計管理の見直しと貯蓄について再考する機会を早期に設けることが重要と思われる。

金融機関にとって，返済能力を大きく上回る債務を抱えた家計，特に他の金融機関を利用した末に債務額が大きく膨らんだ家計に有効な支援を行うのは難しい。また，前述した多重債務者の状況の②や③のケースを取り扱うのは，金融機関の能力を超える。しかし，①のタイプに陥る危険のある利用者に対しては，予防的な対応を行える余地がある。

多重債務懇談会では，消費者が様々な被害に遭うことを未然に防ぐため，金融経済教育の必要性が説かれた。金融経済教育であれば，金融機関も十分対応が可能である。過去には，利用者に家計簿を無料で配ったり，貯蓄の重要性を説いたりする金融機関があった。また，貸金業者も消費者向け啓発活動を行っている。

金融機関，なかでも協同組織金融機関は，所得が不安定な世帯に向けて，定期積金という金融商品により，将来の支出に向け，計画的に積み立てることを支援してきた歴史がある。例えば，収入の不安定な漁村においては，1950年代に女性を中心に，貯蓄運動が展開された。このような貯蓄運動は，「日掛け，月掛け，心がけ」をスローガンに，「１日１円貯金」や「出荷の時に一握り分を貯金する一握り運動」といった形で，参加者が主体となり，月掛け貯金（定期積金）によ

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

る貯蓄を進め，さらには家計簿記帳や共同購入といった取組みに発展させていった。この運動の参加者は，「お金の大切さ，貯金をする癖をつけるという意味では大変効果がある」「家計を管理する主婦が無駄をなくし，生活設計の目標に向かって貯蓄することは，将来の備えとして，また家族での行楽，自己研鑽費用として，また，安心とゆとりある生活を実現する上でも意義がある」と語っている（伊藤（2010），野崎（2010））。

現状，定期積金残高は減少傾向にある。例えば，農協の定期積金残高は，01年度末の3.2兆円をピークに減少し続け，13年度末は2.4兆円となった。漁協では，89年度末の553億円のピークから直近の13年３月末には62億円となった。信金においても，定期積金残高は01年度末の6.0兆円から13年度末の3.5兆円に減少した。この背景として，低金利に伴う家計の定期性預貯金離れや高齢化といった利用者の変化に加えて，集金に伴う事件・事故の防止，集金コストの抑制といった金融機関側の理由もある。このように定期積金の残高からみればその存在感は薄れているかのようにみえるが，利用者の家計管理の規律を守るという定期積金の機能が金融機関から改めて再評価されるべきと筆者は考える。金融機関の渉外担当者の定期的な集金活動や地域の仲間による貯蓄運動の声掛けなど，過去に貯蓄運動を支えてきた要因を見つめ，現代に合うような仕組みづくりを再構築することで，家計管理の健全化に貢献できるだろう。

＜参考文献＞

・伊藤るり子（2010）「未来へ託す私の想い」『JFマリンバンク情報』No.101 pp.16～19
・大森泰人・遠藤俊英編（2008）『新貸金業法の解説』金融財政事情研究会
・禧久孝一（2009）『奄美の「借金解決」係長』光文社
・ノンバンク問題研究会（2010）「貸金・クレジット関連報道を検証する　第29回　完全施行に否定的な論調に転じたマスコミ報道」『月刊消費者信用』７月号 pp.64～68
・ノンバンク問題研究会（2011）「貸金・クレジット関連報道を検証する　第43回　銀行の個人向けローンは信用収縮から債務者を守れたのか」『月刊消費者信用』11月号 pp.38～43
・公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会（2012）「多重債務者のためのクレジットカウンセリングこの一年間」http://www.jcca-f.or.jp/business/documents/h23kono1.pdf
・堂下浩・内田治（2011）「2010年　消費者金融の利用に関する調査」早稲田大学クレジットビジネス研究所Working Paper http://www.waseda.jp/prj-ircfs/pdf/ircb11-002.pdf
・筒井義郎・晝間文彦・大竹文雄・池田新介（2007）「上限金利規制の是非：行動経済学的アプローチ」Discussion Paper No.689 Osaka University http://www.iser.osaka-u.ac.jp/library/dp/2007/DP0689.pdf
・堂下浩（2012）「ヤミ金融の被害についての簡潔な報告」早稲田大学クレジットビジネス研究所Working Paper, http://www.waseda.jp/prj-ircfs/pdf/ircb12-002.pdf
・樋口大輔・田邊亮平（2012）「消費者信用市場における総量規制の影響」『東京情報大学研究論集』vol.15 No.2 pp.97～114, http://www.iic.tuis.ac.jp/edoc/journal/ron/r15-2-8/index.html
・日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「2011年破産事件及び個人再生事件記録調査」, http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/books/data/2011_hasan_kojinsaisei.pdf
・野崎和歌（2010）「碧い海と地域のために」『JFマリンバンク情報』No.99 pp.34-38
・宮坂順子（2008）『「日常的貧困」と社会的排除』ミネルヴァ書房
・横沢善夫（2011）「貧困への転落を救う生活サポート基金の取組み」『月刊消費者信用』１月号 pp.35～42

（たぐち　さつき）

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/